第五十条第一項	第九十五条第九項（法第九十七条第四項において準用する場合を含む。次項及び第五十二条第一項第三号において同じ。）
第五十条第一項、第五十一条第一項第三号	法第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用料
第九十五条第十項	第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十五条第九項
第五十条第二項、第五十二条第一項第三号	法	法第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法	報酬又は使用料
第五十二条第一項第一号	第九十五条第六項各号（法第九十七条第四項において準用する場合を含む。）	第九十五条の三第四項及び第九十七条の三第五項において準用する法第九十五条第六項各号	第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十五条第七項
第五十二条第一項第二号	第九十五条第七項（法第九十七条第四項において準用する場合を含む。）		

第九章を第十章とする。

第四十七条第一項中「第五十二条第一項第三号」を「第五十二条第一項第四号」に改める。

第四十九条第一項中「、これ」を「、当該事業計画及び収支予算」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「これ」を「当該事業報告書及び収支決算書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　指定団体は、前項の事業計画又は収支予算を変更するときは、当該変更に係る事業の開始又は予算の執行の日までに、変更後の事業計画又は収支予算を文化庁長官に提出するとともに、公表しなければならない。

第四十九条の二第一項中「第五十三条第三項及び第五十五条」を「以下この章」に改める。

第五十条を次のように改める。

（報告の徴収等）

第五十条　文化庁長官が法第九十五条第九項（法第九十七条第四項において準用する場合を含む。次項及び第五十二条第一項第三号において同じ。）の規定により報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を求めることができる事項は、法第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用料の管理に関する事項及び法第九十五条第十項の協議に関する事項とする。

2　法第九十五条第九項の規定による勧告は、理由を付した書面をもつて行う。

第五十一条第一項第三号中「次条第一項第四号」を「次条第一項第六号」に改める。

第五十二条第一項第三号から第五号までを次のように改める。

三　法第九十五条第九項の規定に違反して報告をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を提出せず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同項の規定による勧告に従わなかつたとき。

四　第四十七条第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規程によらないで二次使用料関係業務を行つたとき、その他二次使用料関係業務の適正な運営をしていないと認められるとき。

五　第四十九条又は第四十九条の二第一項の規定に違反したとき。

第五十二条第一項に次の一号を加える。

六　相当期間にわたり二次使用料関係業務を休止している場合であつて、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。

第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章　放送同時配信等に係る報酬又は補償金に関する指定報酬管理事業者等

（指定の告示）

第四十五条の二　文化庁長官は、法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

（業務規程）

第四十五条の三　法第九十三条の三第三項に規定する指定報酬管理事業者、法第九十四条第一項に規定する指定補償金管理事業者又は法第九十四条の三第三項若しくは第九十六条の三第三項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者（以下この章において「指定報酬管理事業者等」という。）は、法第九十三条の三第二項の報酬（以下この章において「報酬」という。）又は法第九十四条第一項、第九十四条の三第二項若しくは第九十六条の三第二項の補償金（以下この章において「補償金」という。）に係る業務（以下この章において「報酬等関係業務」という。）の執行に関する規程（次項及び第四十五条の九第一項第三号において「業務規程」という。）を定め、報酬等関係業務の開始前に、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規程で定めなければならない事項は、文部科学省令で定める。

（報酬等関係業務の会計）

第四十五条の四　指定報酬管理事業者等は、報酬等関係業務に関する会計を他の業務に関する会計と区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（事業計画等の提出）

第四十五条の五　指定報酬管理事業者等は、毎事業年度、報酬等関係業務に関する事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、文化庁長官に提出するとともに、当該事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

2　指定報酬管理事業者等は、前項の事業計画又は収支予算を変更するときは、当該変更に係る事業の開始又は予算の執行の日までに、変更後の事業計画又は収支予算を文化庁長官に提出するとともに、公表しなければならない。

3　指定報酬管理事業者等は、毎事業年度、報酬等関係業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、決算完結後一月以内に文化庁長官に提出するとともに、当該事業報告書及び収支決算書を公表しなければならない。

（報酬等の額の届出等）

第四十五条の六　指定報酬管理事業者等は、法第九十三条の三第七項（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の協議が成立したときは、遅滞なく、その協議において定められた報酬又は補償金の額を文化庁長官に届け出なければならない。

2　文化庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、公正取引委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

（報告の徴収等）

第四十五条の七　文化庁長官が法第九十三条の三第六項（法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。次項及び第四十五条の九第一項第二号において同じ。）の規定により報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を求めることができる事項は、報酬又は補償金の管理に関する事項及び法第九十三条の三第七項の協議に関する事項とする。

2　法第九十三条の三第六項の規定による勧告は、理由を付した書面をもつて行う。